

第7章 公共施設の適正配置と整備・合理化

公共施設の適正配置と整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないようこれまでの実情を踏まえ、利便性などにも十分配慮し、地域の特性やバランス、さらには財政事情等を考慮しながら、計画的に進めていくことを基本とします。

また、公共施設の整理合理化に伴う未利用施設(利用率の低い施設を含む)の廃止・縮小・複合化・賃貸・売却等を図るとともに、役割を終えた老朽化施設等については、解体撤去を進めます。

なお、本庁及び支所(新設及び改修)については、市民の利便性を考慮し、新市における行政サービスの充実を図るため必要な機能の整備を行います。